

## グローバル人身売買禁止ポリシー

### 目的

本ポリシーでは、人身売買に立ち向かうためのエコラボのアプローチと、エコラボがいかにして連邦調達規制（「FAR」）のサブパート 22.17 の要件を遵守しているかを説明しています。本ポリシーは、世界中のビジネス慣行において、人間の尊厳と人権を保護および促進するという、エコラボの行動規範、サプライヤー向け行動規範、そして当社の基本的価値観と一貫しています。

### 範囲

本ポリシーは、エコラボおよびエコラボの子会社の取締役、役員、社員を含む、すべての人員に適用されます。また、エコラボの代理人、下請業者、製品サプライヤー、販売業者、ベンダー、そしてエコラボのために商品またはサービスを供給するその他の企業（総称して、「対象となる団体」）にも同様に適用されます。

### ポリシー

米国政府とエコラボは、人身売買活動を禁止する、長期にわたるゼロ容認ポリシーを備えています。法律で義務付けられている通り、また、エコラボのポリシーを遵守して、エコラボと対象となる団体は以下のことを行わないものとします。

- ▲ (A) 暴力、詐欺行為、無理強いによって、商業的性行為が引き起こされる性的人身売買、またはそのような行為を行うよう仕向けられた人物が 18 歳に達していない性的人身売買、そして(B) 非自主的な強制労働、日雇い労働、借金による束縛、または重労働に服従させることを目的とした、暴力、詐欺行為、無理強いによる労働またはサービスのための人物の採用、企て、輸送、提供および取得を含む、人身売買に携わる、
- ▲ 商業的性行為を斡旋する、
- ▲ あらゆる契約の履行において強制労働を使用する、
- ▲ 発行機関に関わらず、社員が他の社員の身元または移民文書（パスポートや運転免許証）を処分、隠匿、没収する、またはそのアクセスを拒否する、
- ▲ 社員の採用または雇用時に、労働者が利用可能な形式および言語で基本情報を開示しない、または社員の採用時に賃金や付加給付、勤務地、生活環境、住居および関連費用など（雇用主または代理人が提供または手配する場合）、社員に請求される重要な費用、そして該当する場合は、職場での危険性など、重要な雇用条件についての資料の虚偽表示をするなど、誤解を招くような、もしくは詐欺行為を行う、
- ▲ 採用を行う国の労働法を遵守しない採用担当者を利用する、
- ▲ 社員に斡旋料を請求する、
- ▲ 勤務国の住民ではない社員が米国政府との契約または下請け契約のために仕事をする目的で当該国に連れてこられ、そこでの雇用が終了した時に、帰国するための交通手段を提供しない、または帰国時の交通費を支払わない（いくつかの限定的な例外が適用されます）、

- ▲ 住居が提供される場合に、当該国の住居水準および安全基準に満たない住居を提供または手配する、
- ▲ 法律または契約で義務付けられている場合に、雇用契約、就職協定、またはその他の必要な労働文書を書面で提供しない。

## 責任

エコラボの取締役、役員および社員と対象となる団体は、本ポリシーを遵守する責任があります。本ポリシーに違反した場合には、最高で、契約解除、減給、ビジネス関係の終了、もしくは解雇を含む懲戒処分の対象となる場合があります。さらに、人身売買に関する政府の規制または法律への既知の違反は、個々の社員に対する民事制裁、行政処分（停職または活動禁止）、および/または刑事制裁の対象となる場合があります。

エコラボは、対象となる団体との適切な契約に、全文または適用される FAR 条項を盛り込むことで、本ポリシーの内容を含めます。

## 報告

- ▲ エコラボの社員または対象となる団体による、本ポリシーへの潜在的な違反に関する信用できる情報は、直ちにマネージャー、人事部または法務部まで電話、メールで、もしくは直接報告されなければなりません。
- ▲ 違反は、当社のフリーダイヤルの行動規範ヘルプラインを通して、匿名で報告することもできます。各所在地におけるヘルプラインの電話番号は、「行動規範」の裏表紙に記載されています。
- ▲ 人身売買に関する潜在的な違反に気が付いた社員または対象となる団体は、グローバル人身売買ホットライン(1-844-888-FREE または help@befree.org)まで直接連絡することもできます。
- ▲ 本ポリシーへの潜在的な違反の通知を受け取ったマネージャーまたは人事部のスタッフは、そのことを法務部に伝えることで、必要に応じて、法務部が米国政府に報告できるようにする必要があります。
- ▲ エコラボのポリシーと連邦法では、不正行為の報告を行った人物に対する報復を禁止しており、また、禁止された活動疑惑の調査にあたっている政府関係者への社員の協力を妨げることも禁止しています。

本ポリシーに関する詳細については、法務部までお問い合わせください。

| 改訂番号 | 日付        | 説明 | 改訂者                 |
|------|-----------|----|---------------------|
| 初版   | 7/25/2016 | 初版 | John Pelehach / 法務部 |